



き、当該営業保証金についての供託書正本を当該届出をした者に交付しなければならない。

3 第一項の届出をした者は、前項の規定により供託書正本の交付を受けた後、遅滞なく、当該営業保証金を供託している供託所に対し、費用を予納して、所在地変更後の当該信託会社等の本店等の最寄りの供託所への営業保証金の保管替えを請求しなければならない。

4 前項の保管替えを請求した者は、当該保管替え手続の終了後、遅滞なく、金融庁長官等に対し、様式第七による届出書に供託規則第二十一条の五第三項の規定により交付された供託書正本を添付して、これを提出しなければならない。

5 金融庁長官等は、前項の届出書に添付された供託書正本を受理したときは、保管証書を当該保管替えを請求した者に交付しなければならない。

(公示)

**第十六条** 令第十一條第二項、第四項及び第五項並びに第三条、第七条及び第十三条第二項に規定する公示は、官報に掲載することによつて行う。

2 前項の規定による公示の費用は、申立人(営業保証金の取戻しの場合にあつては、当該取戻しをしようとする者)及び令第十一條第二項又は第十三条第二項に規定する権利の申出をした者の負担とする。

(供託規則の適用)

**第十七条** この規則に定めるもののほか、営業保証金の供託及び払渡しについては、供託規則の手続による。

**附 則** (平成一七年二月一〇日内閣府・法務省令第一号) 抄  
(施行期日)  
1 この命令は、平成十七年三月七日から施行する。

**附 則** (平成一八年四月一六日内閣府・法務省令第五号) 抄  
(施行期日)  
1 この命令は、平成一九年七月一三日内閣府・法務省令第二号) 附 則 (平成一九年七月一三日内閣府・法務省令第二号)

この命令は、信託法(平成十八年法律第八八号)の施行の日から施行する。

**附 則** (平成一九年八月九日内閣府・法務省令第六号)  
この命令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

**附 則** (平成二〇年一月八日内閣府・法務省令第一号)  
この命令は、平成二十一年一月二十五日から施行する。

この命令は、平成二十一年一月二十五日から施行する。

**附 則** (平成二〇年七月四日内閣府・法務省令第二号) 抄  
(施行期日)  
**第一条** この命令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (平成二九年三月二三日内閣府・法務省令第一号)  
この命令は、平成二十九年四月一日から施行する。

**附 則** (平成元年六月二十四日内閣府・法務省令第二号)  
この命令は、平成二十九年七月一日から施行する。

**附 則** (令和元年六月二四日内閣府・法務省令第五号)  
この命令は、平成二十九年七月一日から施行する。

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

**附 則** (令和二年一二月二三日内閣府・法務省令第二号)  
この命令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和三年六月三〇日内閣府・法務省令第五号)  
この命令は、公布の日から施行する。

### 様式第2 (第2条関係)

(日本語書類用A4)  
年 月 日

金額や部数 (財務大臣印) 申込人 ( )  
電話番号 ( )  
通 し 号  
又は姓  
氏 名  
(法人にあっては、代表者の氏名)

- 申 証 書
- 下記のとおり、信託法施行令第1条第2項の規定により、種別の申出をします。  
記
- 1 申出者の本名及び住所
  - 2 申出額
  - 3 申出者等の原因となる事実
  - 4 その他参考となる事項

(英語証明書) 申出人 ( )  
氏名 ( )  
電話番号 ( )  
通 し 号  
又は姓  
氏 名  
(法人にあっては、代表者の氏名)  
(記入にあつては、代表者の氏名)

(日本語書類用A4)  
年 月 日

金額や部数 (財務大臣印) 申 証 書

別添文書(別紙)の記載のとおり供託物の配当をしたため、あらためて審査料を金額に下記のとおり不充てを生じたので、差し引いて、不足額を算出してください。

記

不充額 円

### 様式第3 (第11条第3項関係)

年 月 日

金額や部数 (財務大臣印) 申 証 書

別添文書(別紙)の記載のとおり供託物の配当をしたため、あらためて審査料を金額に下記のとおり不充てを生じたので、差し引いて、不足額を算出してください。

記

不充額 円



